

認定制度を活用した医師少数区域における勤務の推進事業（概要）

補助金の交付対象 県内医師少数区域に所在する病院又は診療所（※１）

	事業内容	対象経費	基準額	補助額
1	医師少数区域で必要な医療等を学ぶための研修 受講に必要な研修受講料及び旅費	旅費 雑役務費 (研修受講料)	認定を受けた医師１人当たり次により算出 された額 (１) 研修受講費 10,000円×勤務月数 (２) 旅費 県内2,000円×勤務月数 県外10,000円×勤務日数	基準額と対象経 費の実支出額と を比較して少な い方の額と総事 業費から寄付金 その他の収入額 を控除した額と を比較して少な い方の額に10 ／10の補助率 を乗じて得た額 の範囲内
2	医師少数区域で必要な医療等を学ぶための新た な専門書購入に必要な図書購入費	備品費（図書） (※２)	認定を受けた医師１人当たり 54,000円	
3	専門領域のレベル維持のために他病院等で実績 を積むために必要な旅費	旅費	認定を受けた医師１人当たり 県内4,000円×勤務日数 県外24,000円×勤務日数	

※１ 支援の対象となる医師は、医療法第５条の２第１項の認定を受けた医師で、原則として同一の県内医師少数区域所在病院又は診療所に週３２時間以上（育児・介護休業法の規定に基づき短時間勤務を行っている場合は原則として週３０時間以上）勤務する医師とする。

※２ 支援の対象となる医師のために必要となる図書を病院又は診療所が購入する場合を含む。